

## <詳細 1 >

### ●特例を受けられる被相続人

次のいずれかに該当する人であること。

1、死亡の日まで農業を営んでいた人

2、農地等の生前一括贈与をした人

死亡の日まで受贈者が贈与税の納税猶予又は、納期限の延長の特例の適用を受けていた場合に限られます。

3、死亡の日まで相続税の納税猶予の適用を受けていた農業相続人又は農地等の生前一括贈与の適用を受けていた受贈者で、障害、疾病などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため賃借権等の設定による貸付け（以下「営農困難時貸付け」といいます。）をし、税務署長に届出をした人

4、死亡の日まで特定貸付け等を行っていた人

※特定貸付け等とは、農業経営基盤強化促進法、都市農地の貸借の円滑化に関する法律又は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律などの規定による一定の貸付けをいいます。